

# 可決した意見書

## 子ども・被災者生活支援法に基づく 具体的な施策の早期実現を求める意見書

平成24年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民などの生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」、いわゆる「子ども・被災者生活支援法」が議員立法により全会一致で可決、成立した。

同法は第1条で、本件事故により放出された放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていないことを、第2条2項で、被災者が被災地に居住するか、避難するか、または避難した後に帰還するかについて、被災者自身の自己決定権を認め、そのいずれを選択した場合であっても適切な支援を受けられることを、さらに第3条で、国がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていることを、それぞれ定めている。

復興庁は同法に基づく「基本方針」案を公表したが、被災当事者の意見反映や支援対象地域の指定基準の合理性、各被災者への具体的支援策の平等性などについて、問題点が指摘されている。

よって政府におかれては、「子ども・被災者生活支援法」の趣旨にもとづく基本方針と具体的支援施策の早期実施に向け、以下の点に取り組みられるよう強く要望する。

- 支援法の周知及び基本方針案についての公聴会の開催や、住民・避難者へのヒアリング、被災当事者・支援者との協議などの措置を早急に行うこと。
- 同法第8条1項に定める支援対象地域設定のための「一定の基準」について、合理的・科学的な基準を明らかにし、その基準に該当する地域をもれなく支援対象地域とすること。
- 次に掲げる支援等施策の実施とそのための財源確保等を行うこと。
  - 被災地の土壌の放射性物質の実測メッシュ調査に基づく汚染マップの作成と公開。
  - 子どもたちへの宿泊移動教室や長期休暇時のリフレッシュ保養の制度化など、身体的及び心的ストレスへのケアやサポート体制を整備すること。
  - 避難に伴う引越し費用補助、住宅提供期間の延長、母子避難に伴う託児施設の確保や移動先における就業支援の促進など、避難を希望する被災者及び避難を選択した被災者への生活再建のための具体的支援策を進めること。
  - 支援対象地域の全被災者への健康管理手帳の交付、定期的な健康診断、国の責任において小児甲状腺がん等の早期発見・早期治療の実施、医療費負担の減免、これらの検査・医療体制の確立に向けた地方自治体への財政援助を行うこと。

# 決算特別委員会設置 9議案を閉会中に審査

定例会最終日には、平成24年度一般会計のほか、7つの特別会計と水道事業会計の歳入歳出決算認定案計9件が、市長から追加提案され、8人

の委員で構成する決算特別委員会を設置し、付託の上、閉会中に審査することとしました。また、本委員会は正副委員長の互選を行い、委員長及び副委員長を選出しました。委員会の構成は、次のとおりです。

奥西伊佐男委員長(一新会)、水野恭子副委員長(日本共産党京田辺市議会議員団)、上田毅委員(一新会)、岡本茂樹委員(一新会)、岡本亮一委員(日本共産党京田辺市議会議員団)、河田美穂委員(公明党)、小林喜代司委員(自民・新栄会)、米澤修司委員(民主党議員団)。

本委員会の審査結果については、12月議会において審査報告を行い、採決することになります。

# 議会改革特別委員会 △△議決 報告生口

平成25年6月議会において設置した議会改革特別委員会は、現在までに、7月3日、8日、8月12日、19日、9月13日と20日、10月25日と計7回の会議と視察研修を行い、議会基本条例の策定を中心に審議を行いました。

先の議会改革・活性化特別委員会は議員任期が満了したことから、まとめられなかったことを踏まえ、まず、その内容を改めて確認し、現在の委員会検討を加える項目に追加すべきか否かの抽出を行いました。そして、本委員会を中心に、議会基本条例を策定することとし、全

8章で構成される基本条例の骨子を示し、これを中心に議論を進めています。条文の細部まで協議することはもちろん、条例の趣旨を表す前文において、今後の本市議会のあり方を示せるよう、明確な内容とすべきなど、活発な議論を展開しています。

本委員会では、市民の付託に心え、開かれた議会に改革すること念頭に置いて、現議員の任期中に議会基本条例を提案し、また様々な改革を目指し会議を重ねています。

また、市議会や議会改革に対する皆様の意見もお待ちしております。

## 平成24年度 政務調査費収支報告

政務調査費とは、京田辺市議会議員の市政調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派及び会派に所属しない議員(無会派議員)に対して交付されます。交付金額は、会派の場合、年度初日における会派所属議員数×年額18万円、無会派議員の場合、年度初日に在職する無会派議員一人年額18万円です。

会派名又は議員名(所属議員数)	一新会(5人)	日本共産党京田辺市議会議員団(5人)	新栄会※(3人)	民主党議員団(2人)	公明党(2人)	(無会派)上田 毅	(無会派)次田 典子	(無会派)南部 登志子
収入								
交付決定額	900,000	900,000	660,000	360,000	360,000	交付申請無	180,000	180,000
支出科目								
研究研修費	0	22,700	0	7,080	25,480	-	45,800	26,175
調査旅費	533,362	165,220	284,644	0	104,920	-	0	0
資料作成費	0	0	0	4,899	726	-	0	19,100
資料購入費	0	80,278	3,150	270,893	82,605	-	65,983	0
広報費	314,442	606,658	0	0	0	-	100,397	0
広聴費	0	2,380	0	0	0	-	0	0
人件費	0	0	0	0	0	-	0	0
事務所費	61,918	23,532	0	15,703	141,214	-	0	0
その他の経費	0	0	0	0	0	-	0	0
支出合計額	909,722	900,768	287,794	298,575	354,945	-	212,180	45,275
収支差引残額(返還額)	0	0	372,206	61,425	5,055	-	0	134,725

※ 平成24年11月24日付で所属議員数が4人から3人に減員。

<支出科目使途基準>

研究研修費：研修会を開催するため又は他の団体の開催する研修会に参加するために要する経費(出席者負担金・会費、交通費等)

調査旅費：調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等)

資料作成費：調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料等)

資料購入費：調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

広報費：調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に報告、PRするために要する経費(広報紙、報告書印刷費、送料等)

公聴費：市民から市政及び政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費(会場費、印刷費等)

人件費：調査研究活動を補助する職員を雇用する経費

事務所費：調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品等)

その他の経費：上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費

## 海外視察研修報告 議会改革特別委員会 埼玉県久喜市・春日部市

10月8日に、埼玉県久喜市に議場放送最新機器の効果と本議会のインターネット中継について視察を行いました。久喜市は埼玉県の東北部に位置し、平成22年3月に1市3町が合併した新しいまちで、人口は約15万6千人のまちです。



久喜市では、庁舎の老朽化などから、25年2月にインターネット中継と音響設備の更新が行われました。その結果、市長など市側説明員がそれまで、演壇で行われていた答弁が自席で行われることになり、議会進行の効率化が図られたことや安定した録音環境になったとのことでした。また、インターネット中継による閲覧数は、導入月の2月では1903件、翌3月には1390件、6月には2044件のライブでの閲覧があり、録画では2月に548件、3月に914件、6月には858件あったということです。

10月9日には、埼玉県春日部市において、現在本市議会が進めている議会改革の検討のうち、議会基本条例の策定について研修しました。春日部市は埼玉県の東部に位置し、人口は約24万人で、都心から約35kmという立地から、首都圏の交通の要衝となっているまちです。春日部市は、合併による市町間の議会運営の違いや一挙に増えた議員数問題などから、議会改革を加速させ、24年4月に議会基本条例が制定されました。

春日部市の議会基本条例に定められた特別な決意のなかには、参加者が少ないと言われる議会報告会を繰り返すこと、市民の理解を得、市民と議会を近づけていこうという思いや、会議中の答弁において市側から議員に対する反問権を認めることで、質疑応答の際の質の向上を図っていこうという思いを込めて策定されたということでした。2日間を通じ、有意義な研修となりました。